

第4編 制度及び各種手続き

- 交通違反点数及び反則金一覧表
- 運転免許証に関する諸手続きのご案内
- 大阪府警察交通部からのお知らせ
- 安全運転管理者制度
- 交通警察年表
- 交通安全協会のご紹介

■交通違反点数及び反則金一覧表

交通違反の種類	点数	酒気帯び点数		反則金の額					
		0.15mg ～ 0.25mg 未満	0.25 mg 以上	大型	普通	自動 二輪	原付 ・ 小特		
酒酔い運転	35								
麻薬等運転	35								
妨害運転	35								
交通の危険のおそれ	25								
救護義務違反	35								
共同危険行為等禁止違反	25								
無免許運転	25								
大型自動車等無資格運転	12	19	25						
仮免許運転違反	12	19	25						
酒気帯び運転(0.25mg以上)	25								
酒気帯び運転(0.15mg～0.25mg未満)	13								
過労運転等	25								
無車検運行	6	16	25						
無保険運行	6	16	25						
速度超過	50km以上	12	19	25					
	30km～50km未満	一般道	6	16	25				
	40km～50km未満		6	16	25				
	35km～40km未満	高速等	3	15	25	40	35	30	20
	30km～35km未満		3	15	25	30	25	20	15
	25km～30km未満	3	15	25	25	18	15	12	
	20km～25km未満	2	14	25	20	15	12	10	
	15km～20km未満	1	14	25	15	12	9	7	
15km未満	1	14	25	12	9	7	6		
警察官現場指示違反	2	14	25						
警察官通行禁止制限違反	2	14	25						
信号赤色等無視	2	14	25	12	9	7	6		
減点	2	14	25	9	7	6	5		
通行禁止違反	2	14	25	9	7	6	5		
歩行者用道路徐行違反	2	14	25	9	7	6	5		
通行区分違反	2	14	25	12	9	7	6		
歩行者側方安全間隔不保持等	2	14	25	9	7	6	5		
急ブレーキ禁止違反	2	14	25	9	7	6	5		
法定横断等禁止違反	2	14	25	9	7	6	5		
追越し違反	2	14	25	12	9	7	6		
路面電車後方不停止	2	14	25	9	7	6	5		
踏切不停止等	2	14	25	12	9	7	6		
遮断踏切立入り	2	14	25	15	12	9	7		
優先道路通行車妨害等	2	14	25	9	7	6	5		
交差点安全進行義務違反	2	14	25	12	9	7	6		
環状交差点通行車妨害等	2	14	25	9	7	6	5		
環状交差点安全進行義務違反	2	14	25	12	9	7	6		
横断歩行者等妨害等	2	14	25	12	9	7	6		
徐行場所違反	2	14	25	9	7	6	5		
指定場所一時不停止等	2	14	25	9	7	6	5		
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	3			25	18	10	10	
	駐車禁止場所等	2			21	15	9	9	
駐停車違反	駐停車禁止場所等	2	14	25	15	12	7	7	
	駐車禁止場所等	1	14	25	12	10	6	6	
積載物重量超過	10割以上	大型等	6	16	25				
		普通等	3	15	25		35	30	25
	5割以上	大型等	3	15	25	40			
		普通等	2	14	25		30	25	20
5割未満	大型等	2	14	25	30				
	普通等	1	14	25		25	20	15	
整備不良	制動装置等	2	14	25	12	9	7	6	
尾灯等	1	14	25	9	7	6	5		
安全運転義務違反	2	14	25	12	9	7	6		
幼児等通行妨害	2	14	25	9	7	6	5		
安全地帯徐行違反	2	14	25	9	7	6	5		
騒音運転等	2	14	25	7	6	6	5		
携帯電話保持等	3	15	25	25	18	15	12		
使用等	6	16	25						

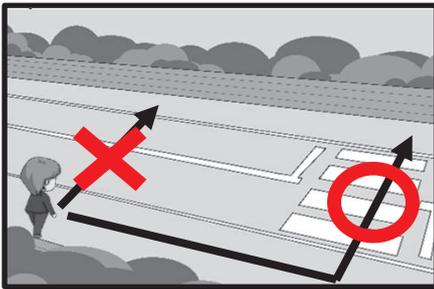
(反則金額の単位は千円)

交通違反の種類	点数	酒気帯び点数		反則金の額			
		0.15mg ～ 0.25mg 未満	0.25 mg 以上	大型	普通	自動 二輪	原付 ・ 小特
消音器不備	2	14	25	7	6	6	5
高速自動車国道等措置命令違反	2	14	25				
本線車道横断等禁止違反	2	14	25	12	9	7	
高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2	14	25	12	9	7	
免許条件違反	2	14	25	9	7	6	5
番号標表示義務違反	2	14	25				
保管場所法違反	道路使用	3					
	長時間駐車	2					
混雑緩和措置命令違反	1	14	25				
通行許可条件違反	1	14	25	6	4	4	3
通行帯違反	1	14	25	7	6	6	5
路線バス等優先通行帯違反	1	14	25	7	6	6	⑤
軌道敷内違反	1	14	25	6	4	4	3
道路外出右左折方法違反	1	14	25	6	4	4	3
道路外出右左折合図車妨害	1	14	25	7	6	6	5
指定横断等禁止違反	1	14	25	7	6	6	5
高速自動車国道等車間距離不保持	2	14	25	12	9	7	
車間距離不保持	1	14	25	7	6	6	5
進路変更禁止違反	1	14	25	7	6	6	5
追い付かれた車両の義務違反	1	14	25	7	6	6	5
乗合自動車発進妨害	1	14	25	7	6	6	5
割り込み等	1	14	25	7	6	6	5
交差点右左折方法違反	1	14	25	6	4	4	3
交差点右左折等合図車妨害	1	14	25	7	6	6	5
指定通行区分違反	1	14	25	7	6	6	5
環状交差点左折等方法違反	1	14	25	6	4	4	3
交差点優先車妨害	1	14	25	7	6	6	5
緊急車妨害等	1	14	25	7	6	6	5
交差点等進入禁止違反	1	14	25	7	6	6	5
無灯火	1	14	25	7	6	6	5
減光等義務違反	1	14	25	7	6	6	5
合図不履行	1	14	25	7	6	6	5
合図制限違反	1	14	25	7	6	6	5
警音器吹鳴義務違反	1	14	25	7	6	6	5
乗車積載方法違反	1	14	25	7	6	6	5
定員外乗車	1	14	25	7	6	6	5
積載物大きさ制限超過	1	14	25	9	7	6	5
積載方法制限超過	1	14	25	9	7	6	5
制限外許可条件違反	1	14	25	6	4	4	3
牽引違反	1	14	25	7	6	6	⑤
原付牽引違反	1	14	25				③
転落等防止措置義務違反	1	14	25	7	6	6	5
転落積載物等危険防止措置義務違反	1	14	25	7	6	6	5
安全不確認ドア開放等	1	14	25	7	6	6	5
停止措置義務違反	1	14	25	7	6	6	5
初心運転者等保護義務違反	1	14	25	7	6	6	⑤
座席ベルト装着義務違反	1	14	25				
幼児用補助装置使用義務違反	1	14	25				
乗車用ヘルメット着用義務違反	1	14	25				
大型自動二輪車等乗車方法違反	2	14	25				12
初心運転者標識表示義務違反	1	14	25	6	4		
最低速度違反	1	14	25	7	6	6	
本線車道通行車妨害	1	14	25	7	6	6	
本線車道緊急車妨害	1	14	25	7	6	6	
本線車道出入方法違反	1	14	25	6	4	4	
牽引自動車本線車道通行帯違反	1	14	25	7	6	6	
故障車両表示義務違反	1	14	25	7	6	6	
仮免許練習標識表示義務違反	1	14	25	7	6		
泥はね運転				7	6	6	5
公安委員会遵守事項違反				7	6	6	5
警音器使用制限違反				3	3	3	3
運行記録計不備				6	4		
免許証不携帯				3	3	3	3
歩道徐行等義務違反							③
路側帯進行方法違反							③

- 注：1 「自動二輪」とは、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいいます
 2 違反をした場合に酒気を帯びていたときは、「酒気帯び点数」の点数となります
 3 「放置駐車違反」の欄の「大型」は、重被けん引車を含みます
 4 ○については、小型特殊の反則金額となり、□については、原付の反則金額となります
 5 □については、準中型自動車のみとなります
 6 △については、特例特定小型原付のみとなります

大阪府警察交通部からのお知らせ

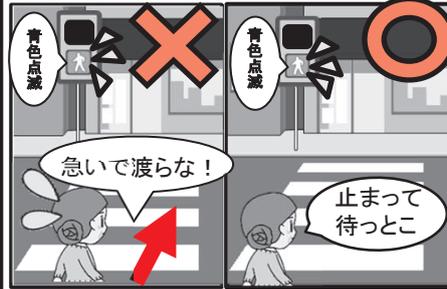
①横断歩道を渡る



横断歩道のないところを渡ると大変危険です！

少し遠回りでも横断歩道や歩道橋を利用しましょう！

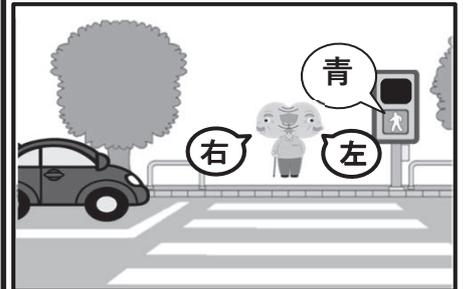
②信号を守る



赤信号や信号の変わり目で道路を横断すると危険です！

信号を必ず守って横断歩道を渡りましょう！

③安全確認をする



横断歩道を渡る前にも一度止まって安全確認をしましょう！

道路を横断中も左右を見ながら車の動きに注意しましょう！



YouTube
大阪府警察交通部
公式チャンネル
啓発動画や
芸能人出演動画を
多数配信！



LINE
大阪府警察本部交通部
交通総務課
イベントやキャンペーン
の実施状況を配信！



X(旧Twitter)
大阪府警察運転免許情報
運転免許試験場の
運営状況について配信！



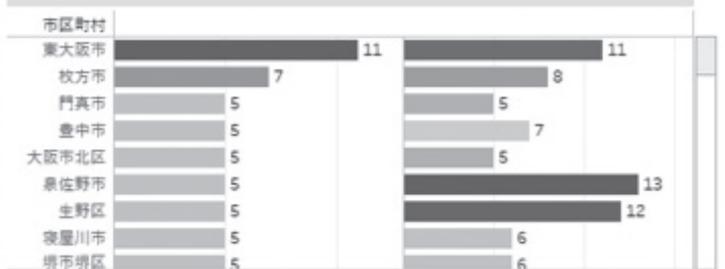
TSN
大阪府メールマガジン
大阪府警察では、
大阪府交通対策協議会と
連携して、ドライバー向けの
交通安全情報をメールマガジン
として配信しています。

あなたのまちの交通事故マップ

全件



市区町村別事故件数・死傷者数



月別件数・死者数



大阪府下では年間約26,000件の交通事故が発生しています

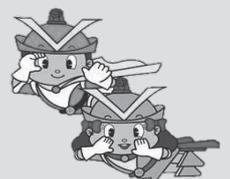
お住まいの地域、学校や勤務先の周辺など、身近な「あなたのまち」の交通事故発生状況を地図やグラフなどで見やすく表示し、操作が可能な「あなたのまちの交通事故マップ」を公開しています！

大阪府警 あなたのまちの交通事故マップ

検索



ぜひ見てね！



安全運転管理者を適正に選任・届出していますか

安全運転管理者制度とは

この制度は、事業者が主体的に交通安全の確保を図るための制度で、自動車の使用者（事業主など）は、台数に応じて必要な安全運転管理者を選任・届出しなければなりません。

	安全運転管理者の選任数		副安全運転管理者の選任数	
自動車の使用台数	乗車定員11人以上の 自動車の場合は1台 その他の自動車に場合は5台 ※大型自動二輪車、普通自動二輪 車はそれぞれ0.5台計算	1人	20台以上40台未満	1人以上
			40台以上60台未満	2人以上
			60台以上80台未満	3人以上
			80台以上100台未満	4人以上
			以降、20台毎に1人を加算する	

- 同じ法人であっても、部署の所在地ごとに、別の事業所として選任・届出が必要です。
また、同じ所在地にある部署であっても、使用者（事業主など）ごとに、別の事業所として選任・届出が必要です。
- 使用台数には、業務に使用する全ての自動車（いわゆる社長車、従業員の持込み車両、リース車両など）を含みます。
- 選任には、年齢や経験など一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、大阪府警察のホームページをご覧ください。

■ 届出・問合せ先

事業所の所在地を管轄する警察署の交通課交通総務係

平日（休日を除く月曜日から金曜日まで）の午前9時から午後5時45分まで

安全運転管理者の業務

安全運転管理者は、事業所の運転者に対し、安全運転に必要な次の業務を行わなければなりません。使用者（事業主など）は、安全運転管理者に、必要な権限を与えなければなりません。

- 運転者の適性などの把握
- 運行計画の作成
- 交替運転者の配置
- 異常気象時の措置
- 点呼と日常点検
- 運転前後の酒気帯びの有無の確認 ※
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録と記録の保存（1年間）※
- 運転日誌の備え付け
- 安全運転指導

※道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令により、令和5年12月1日からアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認を行うこと及びアルコール検知器を常に有効に保持することを適用することとされた。

安全運転管理者等講習

使用者（事業主など）は、安全運転管理者等に、法定講習（6時間）を毎年受講させる義務があります。届出警察署が指定する講習日の約1か月前に講習通知書が送付されます。指定講習日に受講できない場合は、届出警察署交通課交通総務係へご相談ください。

講習手数料は、講習通知書とともに送付される納付用紙で、あらかじめ指定金融機関での払い込みが必要です。

交 通 警 察 年 表

年 月 日	主な交通警察事象	年 月 日	主な交通警察事象
昭 29. 7. 1	現行警察制度発足（新警察法施行）	43. 4. 16	交通違反事故の告知基準を制定
30. 1. 1	犯罪統計細則に基づく交通事故統計の実施	6. 10	業務上過失、重過失致死傷の罰則強化、刑法の一部改正
6. 29	交通事故防止対策要綱の決定	6. 10	大気汚染防止法公布
7. 29	自動車損害賠償補償法施行	7. 1	交通反則通告制度発足
31. 1. 6	自動車事故証明制度の実施	9. 1	軽免許廃止、普通免許（審査未済）に
8. 1	第二種免許制度の採用 大型免許の新設	10. 20	第1回二輪車安全運転全国大会の開催
32. 4. 25	高速自動車国道法公布	44. 3. 7	警察庁、交通事故非常事態宣言
5. 16	駐車場法公布	3. 17	交通事故事件捜査書類の合理化
35. 6. 25	道路交通法公布	4. 1	第2次交通安全施設等整備事業三箇年計画発足
12. 16	総理府に交通対策本部設置	6. 6	第1回全国白バイ安全運転競技大会
12. 17	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の制定	10. 1	運転者管理センター業務開始、点数制度実施
12. 20	道路交通法施行		
36. 1. 19	第1回交通安全国民総ぐるみ運動中央大会開催	45. 1. 1	交通事故統計原票の改正
37. 3. 13	交通違反に切符採用決定	1. 11	幹線道路の一方通行実施
6. 1	自動車の保管場所の確保等に関する法律公布	4. 1	交通事件にステレオカメラ導入
7. 1	「政令大型自動車の運転資格」の新設	5. 21	公安委員会指定区間における自転車の歩道通行が可能となる。 （道交法一部改正）
38. 1. 1	交通切符制度、東京、大阪で実施	6. 1	交通安全対策基本法公布
3. 29	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の全面改正	8. 20	交通巡視員制度発足
7. 6	名神高速道路開通（尼崎～栗東間）	8. 20	交通反則通告制度適用対象範囲拡大 （少年適用等）
39. 8. 7	道路交通に関する条約加入	8. 20	マイクロバスの運転資格の引き上げ
9. 1	キープレフト原則採用	12. 25	道交法の目的に「道路の交通に起因する障害の防止」を加える。（公布）
9. 1	国際運転免許制度実施	46. 3. 26	違法駐車車両の移動措置の強化と移動業務の民間委託
9. 1	運転免許の事後取り消し制度の実施	4. 1	第1次交通安全施設等整備事業五箇年計画発足
9. 5	名神高速道路全面開通	4. 1	第1次踏切事故防止総合対策発足
12. 11	初の全国一斉公開取締実施	11. 30	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令全面改正
40. 6. 1	安全運転管理者制度の導入 軽自動車の運転資格強化 （道交法の一部改正）	12. 1	高速道路（自動車専用道路を含む。）でのシートベルト装着の義務化
41. 1. 1	電子計算組織による交通事故統計事務の処理、交通事故統計原票の策定	47. 1. 31	二輪車安全運転推進委員会設置
4. 1	第1次交通安全施設等整備事業三箇年計画発足	2. 19	交通の方法に関する教則告示
4. 1	交通事故分析要綱の施行	4. 6	春の全国交通安全運動で初のスクールゾーン対策実施
42. 8. 1	車両等の通行方法の規定の整備等道交法の一部改正（公布）	5. 24	道路標識等の設置及び管理に関する基準全面改正
42. 8. 2	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法公布	6. 1	路上試験制度の新設等
11. 1	運転免許の仮停止制度の実施	10. 1	初心者マークの実施
11. 1	更新時講習制度の採用（通達）	10. 1	最高速度40km以上の道路における二輪車乗用ヘルメットの着用義務化
43. 2. 1	ダンプカーに背番号の標示制度発足		

年 月 日	主な交通警察事象	年 月 日	主な交通警察事象
48. 4. 1	運転免許証の有効期間に誕生日制度を採用	61. 11. 1	座席ベルト装着義務の範囲拡大（一般道路も対象）
4. 1	仮免許の取り消し制度新設	62. 4. 1	パーキング・チケット制度運用開始
4. 1	反則金の額一律引き上げ	4. 1	道路使用適正化センター制度運用開始
7. 1	保管場所法違反に交通切符適用	63. 10. 15	運転免許証様式の改正
11. 23	休日のガソリン販売一時中止	平. 3. 20	保安基準の一部改正 （自動車の前面、側面ガラスの透過率等）
49. 5. 16	都市総合交通規制の推進	10. 1	反則金額等の一部引き上げ （整備不良車運転等）
50. 4. 1	大都市における自動車交通総量削減対策の推進	11. 28	交通事故非常事態宣言 （総務庁交通対策本部）
4. 1	交通業過事件特例書式制定	2. 9. 1	初心運転者期間制度の実施
7. 1	自動二輪の運転者及び同乗者の乗車用ヘルメットの着用義務違反に点数付与	9. 1	運転免許証取消処分者講習制度の実施
7. 10	自動車安全運転センター法公布	9. 1	指定講習機関制度
51. 1. 1	自動車安全運転センター業務開始	3. 1. 1	道路交通法の一部改正（自動車の放置行為の禁止、使用者責任の強化、地域交通安全活動推進委員、罰則の強化）
4. 1	第2次交通安全施設等整備事業五箇年計画発足	4. 1	第5次交通安全施設等整備事業五箇年計画発足
4. 1	第2次踏切事故防止総合対策発足	4. 1	第5次踏切事故防止総合対策発足
52. 4. 1	自動車安全運転センター、SDカード発行	6. 1	原動機付自転車等の違反行為に係る反則金の額の一部引き上げ
53. 12. 1	仮免許の有効期間を3ヵ月から6ヵ月に延長	7. 1	自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正（届け出制度、保管場所標章制度の新設、罰則の強化）
12. 1	うっかり失効による試験の一部免除の期間を3ヵ月から6ヵ月に延長	11. 1	オートマチック車限定免許制度の新設
12. 1	現に行政処分を受けている者の国際免許証での運転排除	4. 3. 5	(財)交通事故総合分析センター設立
12. 1	共同危険行為等禁止規定の新設施行	5. 6	道路交通法の一部改正（交通事故分析センターに関する規定の整備）
54. 8. 24	停止表示灯及び普通自転車の形式認定に関する道交法施行規則の一部改正	8. 1	道路交通法の一部改正（運転免許証の有効期限の特例、暴走族対策に関する規定の整備）
55. 12. 12	暴走族の共同危険行為等禁止違反に付する基礎点数の引き上げ （56. 1. 1施行）	10. 20	交通の方法に関する教則の一部改正 （身体障害者用車いす、法定速度の改正）
56. 4. 1	第3次交通安全施設等整備事業五箇年計画発足	11. 1	道路交通法の一部改正（運転免許証に関する規定の整備（仮免許に関する住所地主義の特例、原付講習に関する規定の整備、免許試験の一部免除、自動車教習所に関する規定の整備、オートマチック車の定義）電動車いすに関する規定の整備、法定速度の区分の撤廃、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定
4. 1	第3次踏切事故防止総合対策発足	11. 1	道路標識・区画線及び道路標示に関する命令の改正
57. 1. 19	運転免許証の更新手続きの簡素化・合理化制度の発足		
58. 5. 16	交通安全対策特別交付金制度制定		
60. 2. 15	原付ミニカーを普通自動車に改正		
9. 1	座席ベルト装着義務違反に点数付与（一般道路については、61. 11. 1から）		
61. 1. 4	初心運転者講習の実施		
4. 1	第4次交通安全施設等整備事業五箇年計画発足		
4. 1	第4次踏切事故防止総合対策発足		
7. 15	乗車用ヘルメット着用義務違反の適用範囲拡大（原付自転車も対象）		

年 月 日	主な交通警察事象	年 月 日	主な交通警察事象
4. 12. 1	道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令によりバイク便事業用緑ナンバー指定開始	10. 4. 1	道路交通法の一部改正（欠格期間の延長、申請による免許の取消し等）
5. 4. 1	ミナミクリアウェイセンター開設	9. 22	交通安全教育指針の公表
7. 1	道路交通法施行令の一部改正（傷病者の応急手当てのために使用する自動二輪車及び事故例調査のための緊急自動車指定等）	10. 1	道路交通法の一部改正（違反者講習、高齢者講習制度）
6. 5. 10	道路交通法の一部改正（違法駐車に対する車輪止め、過積載車両対策の強化、優良運転者に係る運転免許の有効期間の延長及び運転免許証のゴールド化等、普通免許への応急救護講習の義務化等）	11. 11. 1	道路交通法の一部改正（走行中の携帯電話等の使用等の禁止）
10. 1	行政手続法の制定に伴う運転免許の行政処分制度等の整備	12. 3. 1	大阪府道路交通規則の一部改正（原動機付自転車等の標識の表示義務化）
10. 1	キタクリアウェイセンターの開設	4. 1	道路交通法の一部改正（幼児用補助装置の使用に関する規定の整備）
7. 1. 17	阪神・淡路大震災に伴う交通規制の実施	10. 1	道路交通法施行令の一部改正（高速自動車国道の本線車道を通行する場合の最高速度の引き上げ）
7. 9. 1	災害対策基本法の一部改正（都道府県公安委員会の交通規制等、車両運転者の義務、警察官の警告・指示権限、国家公安委員会の指示権限の整備）	13. 11. 1	大阪府道路交通規則の一部改正（自動車登録番号標等への赤外線吸収又は反射するナンバープレートカバーの取付け禁止違反の整備）
9. 17	運転免許証の小型化	12. 25	刑法の一部改正（危険運転致死傷罪の新設）
10. 1	道路交通法の一部改正（歩行補助車・駆動補助機付自転車の規定化）	14. 6. 1	道路交通法の一部改正（酒気帯び運転の罰則対象基準の引き下げ等）
11. 1	道路標識・区画線及び道路標示に関する命令の一部改正（区域を定めて交通規制を行う場合の標識等の整備）	6. 1	道路交通法施行令の一部改正（運転免許証の有効期間の基準緩和・更新時講習の区分が細分化等）
11. 16～19	アジア太平洋経済協力会議（APEC）の開催	15. 7. 11	あんしん歩行エリア・事故危険箇所の指定
8. 1. 1	自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正（軽自動車の保管場所届出適用地域の拡大）	16. 3. 22	大阪府道路交通規則の一部改正（自動車の積載物の高さ制限の見直し等）
2. 1	大阪府道路交通規則の一部改正（駐車禁止規制除外対象車両等の明確化）	11. 1	道路交通法の一部改正（運転者対策の推進を図るための規定の整備、暴走族対策の推進を図るための規定の整備）
2. 1	交通規制に関する告示（昭和35年大阪府公安委員会告示第10号）を廃止	17. 4. 1	道路交通法の一部改正施行（高速道路における二人乗り規制の見直し）
9. 1	道路交通法の一部改正（自動二輪免許を大型と普通に区分）	6. 1	A T限定二輪免許制度の導入
10. 11	交通の方法に関する教則の一部改正（自動車運転中の携帯電話の使用）	18. 6. 1	道路交通法の一部改正施行（違法駐車対策）
9. 10. 30	道路交通法の一部改正（高齢歩行者等の保護、高速自動車国道等におけるトレーラーの通行方法、交通情報の提供に関する規定の整備）	19. 6. 2	道路交通法の一部改正施行（中型自動車・中型免許の新設）
		6. 12	刑法の一部改正施行（自動車運転過失致死傷罪の新設）
		9. 19	道路交通法の一部改正施行（飲酒運転、救護義務違反等に対する罰則の引上げ及び飲酒運転幫助行為に対する罰則規定の整備）

年 月 日	主な交通警察事象	年 月 日	主な交通警察事象
20. 6. 1	道路交通法の一部改正施行（自転車利用者対策の推進・高齢運転者対策等の推進）	29. 12. 10	新名神高速道路（高槻JCT～川西IC）間開通
12. 1	大阪府道路交通規則の一部改正施行（自転車運転中の携帯電話等の使用禁止等）	30. 6. 18	大阪府北部地震発生
		9. 4	台風21号が関西に上陸
		12. 28	道路交通法施行規則の一部改正施行（運転免許証の有効期限表示を、西暦と元号の併記表示）
21. 6. 1	道路交通法の一部改正施行（悪質・危険運転者対策の推進・高齢運転者対策等の推進）	令和. 5. 1	新元号「令和」の幕開け
		6. 28～29	G20 大阪サミットの開催
7. 1	大阪府道路交通規則の一部改正施行（幼児二人同乗用自転車への同乗等自転車の乗車人員に関する規定の改正）	9. 20～11. 2	ラグビーワールドカップ2019の開催
		12. 1	道路交通法の一部改正施行（携帯電話使用等の罰則強化など）
22. 7. 17	道路交通法の一部改正施行（運転免許証の本籍欄の削除、臓器提供の意思表示欄の新設）	2. 3. 29	阪神高速大和川線が全線開通
		4. 16	新型コロナウイルス感染症対策で運転免許更新・学科試験等の業務が停止
23. 2. 1	道路交通法施行規則の一部改正施行（高齢運転者標識の様式の変更）	6. 30	道路交通法の一部改正施行（妨害運転に対する罰則の創設）
24. 4. 1	道路交通法施行規則の一部改正施行（運転経歴証明書の記載事項変更の届出等に関する規定の整備）	3. 4. 8	全国で交通死亡事故の発生0件を達成（昭和43年に警察庁が交通事故統計の日別集計を開始して初）
25. 4. 1	（一財）大阪府交通安全協会に移行（昭和5年11月に任意団体として大阪交通安全協会設立）	4. 4. 1	道路交通法施行規則の一部改正施行（安全運転管理者業務の拡充）
12. 1	道路交通法の一部改正施行（悪質・危険運転対策・自転車利用者対策）	4. 5. 13	道路交通法の一部改正施行（「一定の違反歴」がある75歳以上の免許証更新者に「運転技能検査」の受検義務づけ）
26. 5. 20	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行	5. 4. 1	道路交通法の一部改正施行（自転車乗車用ヘルメットの努力義務の対象の拡大、「遠隔操作型小型車」、「特定自動運行」（自動配送ロボット等）などの規定の新設）
6. 1	道路交通法の一部改正施行（「一定の病気」に該当するドライバー対象の制度新設・取消処分者講習の受講対象の拡大・コンビニ等での放置違反金納付を可能にする規定の新設）	5. 8～24	G7広島サミットの開催
9. 1	道路交通法の一部改正施行（環状交差点の通行ルールの新設）	7. 1	道路交通法の一部改正施行（「特定小型原動機付自転車」の交通方法等の規定の新設）
27. 6. 1	道路交通法の一部改正施行（自転車運転者講習制度の導入等）	10. 28～29	G7大阪・堺貿易大臣会合の開催
28. 4. 1	大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行	11. 23	阪神タイガース（38年ぶり日本一）及びオリックス・バファローズ優勝パレードに伴う交通対策の実施
4. 14	熊本地震発生に伴う交通部隊派遣		
5. 26～27	G7伊勢志摩サミットの開催		
8. 1	大阪府道路交通規則の一部改正（二輪のタンデム車での二人乗車を可能に）		
29. 3. 12	道路交通法の一部改正施行（「高齢運転者対策」として、75歳以上の運転者に対する認知機能検査等の新設・準中型免許の新設）		



交通安全協会 交通安全自動車協会 のご紹介



安全で快適な車社会の実現は、道路を利用するすべての人の願いです。大阪には、府下全域を対象に活動する『(-財)大阪府交通安全協会』と、府下の各警察署単位で活動する『地区交通安全協会』等(裏面参照)があります。それぞれが独立して運営されていますが、互いに連携を図りつつ『大阪の交通マナーを高めよう!』を合い言葉に、悲惨な交通事故を減らし、『安全・円滑で快適な大阪の街づくり』をめざして、交通安全の様々な活動に取り組んでいます。交通安全協会等の運営は、警察などの関係機関によるご指導と、各団体、地域、事業所、ドライバーの皆さんをはじめ、多くの方々のご理解とご協力によって支えられています。

(-財)大阪府交通安全協会 大阪府交通安全活動推進センター

でんわ 06-6941-6983(代) FAX 06-6945-1291
ウェブサイトアドレス <http://www.osaka-ankyo.jp/>

(-財)大阪府交通安全協会は、道路交通法の規定による『大阪府交通安全活動推進センター』として、また、大阪府交通対策協議会(会長:知事)の一員として、次のような交通安全活動を幅広く推進しています。

■交通秩序維持、交通マナー向上のための広報・啓発活動

①交通安全運動など

- 春・夏・秋・年末等の交通安全(事故防止)運動のほか、駐車マナーの高揚、自転車利用者のルールへの遵守、シートベルト・チャイルドシートの着用促進、ハンドルキーパー運動の推進、横断歩道ハンドサイン運動の推進、ノーマイカーデー、アイドリングストップの呼びかけ、交通事故多発時の特別対策、民間活動への支援など

②交通安全教育など

- ドライバー、自転車利用者、子供、高齢者、地域リーダー等に対する安全教育など
- 交通安全教育用DVD等の無料貸し出し、交通安全資料の作成、配布など

③表彰

- 交通安全に功労のあった交通安全指導者、安全運転管理者、ドライバー、団体、地域、事業所等に対する表彰
- 関係機関・団体と“大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト実行会”を組織し、コンテスト優良事業所を表彰

④交通相談など

- 交通事故相談(無料)のほか、交通に関する各種案内など

■道路交通と運転者に関するその他の活動

①ドライバーの事故防止と違法駐車を無くすための諸活動

- 免許更新者等に対する講習、運転適性検査など
- 二輪車運転者に対する安全運転講習会など

②道路使用の適正化など

- 工事、イベント時などの道路使用、交通規制や駐車関係の問い合わせ、相談、啓発活動。工事関係者の指導及び現場調査など



各地区交通安全協会・交通安全自動車協会

各警察署単位で活動する地区交通安全協会等は、それぞれが独立した団体ですが、相互に連携しながら各地域の交通安全のために、交通安全大会やキャンペーン、安全講習、歩行者の保護誘導などのボランティア活動を行うほか、運転免許更新等のお手伝いもしています。こうした諸活動は、地域の皆さんの任意による会費、賛助金等で運営されております。交通安全協会の目的にご賛同いただき、是非ご入会していただきますようお願いいたします。

地区交通安全協会所在地一覧表

令和6年3月31日現在

交通安全協会	〒	所在地	TEL	FAX
大 淀 交通安全協会	531-0071	大阪市北区中津1-2-18 美乃家ビル3階	06-6372-0759	06-6373-3919
曾 根 崎 交通安全協会	530-0027	大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル6階611号室	06-6315-8505	06-6315-8506
天 満 交通安全協会	530-0047	大阪市北区西天満4-7-1 北ビル1号館207号	06-6364-2827	06-6364-1200
都 島 交通安全協会	534-0014	大阪市都島区都島北通1-8-15	06-6922-6267	06-6927-6267
福 島 交通安全協会	553-0006	大阪市福島区吉野3-17-12	06-6468-2602	06-6465-6368
此 花 交通安全協会	554-0021	大阪市此花区春日出北2-7-15 細川ビル1階	06-6462-5549	06-6460-1449
東 交通安全協会	541-0055	大阪市中央区船場中央1-3-2-223 船場センタービル2号館2F	06-6484-7526	06-6484-7527
南 交通安全協会	542-0083	大阪市中央区東心斎橋1-4-13 マイティビル4階3号室	06-6120-7620	06-6120-7622
西 交通安全協会	550-0021	大阪市西区川口2-7-7 サントピア阿波座B-101号	06-6581-2987	06-6581-3853
港 交通安全協会	552-0012	大阪市港区市岡1-11-5	06-6571-1357	06-6571-2181
大 正 交通安全協会	551-0013	大阪市大正区小林西1-2-4	06-6551-0703	06-6551-0437
天 王 寺 交通安全協会	543-0002	大阪市天王寺区上汐6-3-16	06-6772-3896	06-4967-7837
浪 速 交通安全協会	556-0002	大阪市浪速区恵美須東1-8-8	06-6633-3263	06-6633-8418
西 淀 川 交通安全協会	555-0012	大阪市西淀川区御幣島2-1-17	06-6473-0281	06-6471-9588
淀 川 交通安全協会	532-0024	大阪市淀川区十三本町3-7-35	06-6304-4157	06-6304-1927
東 淀 川 交通安全協会	533-0013	大阪市東淀川区豊里2-24-2	06-6327-3270	06-6325-8537
東 成 交通安全協会	537-0014	大阪市東成区大今里西1-28-2 杉山ビル1F	06-6973-6630	06-6973-6638
生 野 交通安全協会	544-0033	大阪市生野区勝山北3-15-11	06-6717-3808	06-6717-3824
(一社)旭 交通安全自動車協会	535-0004	大阪市旭区生江1-10-38 旭産業会館2階	06-6928-3977	06-6928-3988
(一社)城 東 交通安全自動車協会	536-0005	大阪市城東区中央1-8-11	06-6931-2604	06-6934-6640
鶴 見 交通安全協会	538-0051	大阪市鶴見区諸口6-1-41	06-6913-0050	06-6913-3550
(一社)阿倍野 交通安全協会	545-0034	大阪市阿倍野区阿倍野元町1-6	06-6622-6200	06-6622-8833
住 之 江 交通安全協会	559-0024	大阪市住之江区新北島3-1-30	06-6682-4956	06-6682-2519
住 吉 交通安全協会	558-0051	大阪市住吉区東粉浜3-28-1	06-6671-4048	06-6672-4577
(一社)東住吉 交通安全自動車協会	546-0033	大阪市東住吉区南田辺3-6-11	06-6697-1030	06-6697-1032
(一社)平 野 交通安全自動車協会	547-0027	大阪市平野区喜連2-5-63 シンコービル3D号室	06-4302-5326	06-4302-5327
西 成 交通安全協会	557-0004	大阪市西成区萩之茶屋2-1-22 マルタカ萩之茶屋ビル1F	06-6632-0756	併 用
高 槻 交通安全協会	569-0067	高槻市桃園町1-1 エムビル3階(市役所北側)	072-673-1244	072-673-1245
茨 木 交通安全協会	567-0031	茨木市春日2-3-204	072-622-2463	072-626-8155
摂 津 交通安全自動車協会	566-0021	摂津市南千里丘4-37	06-6319-2334	06-6319-2535
吹 田 交通安全自動車協会	564-0042	吹田市穂波町13-33	06-6385-0500	併 用
豊 能 交通安全協会	563-0121	豊能郡能勢町地黄900	072-737-0301	072-737-0396
箕 面 交通安全協会	562-0001	箕面市箕面5-11-25	072-723-0208	072-723-8916
池 田 交通安全協会	563-0055	池田市菅原町1-1 中央公民館1階	072-751-2925	併 用
(一財)豊 中 交通安全協会	561-0882	豊中市南桜塚3-3-36	06-6852-5869	06-6852-5866
豊 中 南 交通安全自動車協会	561-0821	豊中市日出町1-2-7	06-6334-0830	06-6334-0100
堺 交通安全協会	590-0951	堺市堺区市之町西2-1-17	072-233-0318	併 用
北 堺 交通安全協会	591-8021	堺市北区新金岡町1-11-2	072-255-0318	072-255-6837
西 堺 交通安全協会	593-8324	堺市西区鳳東町4-390-1 泉北府民センタービル1階	072-273-3638	072-273-3801
中 堺 交通安全協会	599-8236	堺市中区深井沢町2470-7 堺市中区役所1階	072-279-5020	072-279-5021
(一社)南 堺 交通安全協会	590-0141	堺市南区桃山台2-2-8	072-291-0500	072-291-0502
高 石 交通安全協会	592-0002	高石市羽衣4-3-9	072-264-1463	072-242-8357
泉 大 津 交通安全協会	595-0062	泉大津市田中町10-7 泉大津商工会議所1階	0725-21-0750	0725-21-7450
和 泉 交通安全協会	594-0023	和泉市伯太町2-1-3	0725-41-0465	0725-46-1157
岸 和 田 交通安全協会	596-0826	岸和田市作才町1-1-28 アベビル1階	072-422-0523	072-437-9477
貝 塚 交通安全協会	597-0083	貝塚市海塚169	072-432-5345	併 用
(一社)泉佐野 交通安全協会	598-0007	泉佐野市上町3-1-32	072-464-1777	072-461-3377
泉 南 交通安全協会	599-0201	阪南市尾崎町69-2 2階	072-471-1853	併 用
(一社)羽曳野・藤井寺交通安全協会	583-0857	羽曳野市誉田4-2-2	072-955-2322	072-955-2351
黒 山 交通安全協会	587-0021	堺市美原区小平尾377-8	072-361-0415	072-361-8488
(一社)富田林警察署管内交通安全協会	584-0032	富田林市常盤町3-10	0721-24-3516	0721-24-9982
河 内 長 野 交通安全自動車協会	586-0024	河内長野市西之山町6-3	0721-53-3092	0721-53-6092
(一社)枚 岡 交通安全自動車協会	579-8047	東大阪市桜町1-12	072-981-2182	072-987-3376
河 内 交通安全自動車協会	578-0925	東大阪市稲葉1-8-24	072-961-6085	072-961-2988
(一社)布 施 交通安全自動車協会	577-0803	東大阪市下小阪3-16-9 東大阪交通会館	06-6725-2311	06-6725-2314
八 尾 交通安全協会	581-0075	八尾市渋川町3-2-1	072-923-5128	072-993-7257
松 原 交通安全協会	580-0043	松原市阿保1-2-30 松原商工会議所会館1階	072-331-8181	072-331-0003
柏 原 交通安全協会	582-0008	柏原市古町3-5-15	072-972-3286	072-972-3267
(一社)枚方交野交通安全協会 枚方事務所	573-0027	枚方市大垣内町2-16-14	072-843-2288	072-845-0045
(一社)枚方交野交通安全協会 交野事務所	576-0051	交野市倉治1-25-10	072-891-3035	072-891-0006
(一社)寝屋川 交通安全協会	572-0016	寝屋川市国松町27-1	072-822-3787	072-822-3788
四 條 畷 大 東 交通安全自動車協会	574-0072	大東市深野3-28-5	072-871-7291	072-870-0091
門 真 交通安全協会	571-0041	門真市柳町11-13	06-6909-1460	06-6909-8800
守 口 交通安全協会	570-0083	守口市京阪本通2-7-13 小川第1ビル2階	06-6991-8824	06-6991-8834